

コンピュータシステムの使用承認に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び D 編
自動化設備規則
高速船規則
鋼船規則検査要領 D 編, GF 編及び N 編
自動化設備規則検査要領
高速船規則検査要領
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

コンピュータシステムの使用承認に関する事項

改正理由

プログラム等のソフトウェアにより制御されるシステム（以下、「コンピュータシステム」という。）においては、コンピュータウイルス等の特有のリスクへの対策が必要となる。このため、IACS は、ライフサイクル全体にわたる品質管理によりコンピュータシステムの健全性を確保する旨規定する IACS 統一規則 E22(Rev.2)を 2016 年 6 月に採択した。本会は、主たる方法として、個品ごとに審査及び試験を実施することを想定し、同統一規則を既に本会規則に取入れている。

その後、本会は、型式ごとに同統一規則への適合を確認するため、予め代表的な個品に対して審査及び試験を実施する方法として、自動化機器の環境試験において実績のある使用承認の取扱いを導入するべく引き続き検討していた。

その結果、コンピュータシステムの製造者による品質システムの運用、コンピュータシステムの設計、製造工場における試験等に関する要件について、個品ごとの審査及び試験に代わり、使用承認により当該要件への適合を確認するための要件を規定すべく、関連規定を改めた。

加えて、機関関係の提出図面及び資料について、承認用又は参考用のいずれであるかをより明確にすべく、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) コンピュータシステムの使用承認時の提出図面及び資料並びに試験に関する要件を規定した。
- (2) コンピュータシステムに関する図面及び資料の提出及びシステム内統合試験について、個品ごとの実施に代えて、使用承認の取得時に実施することが可能である旨規定した。
- (3) 機関関係の提出図面及び資料について、承認用又は参考用のいずれであるかが明確になるよう要件を整理した。

改正条項

鋼船規則 B 編 2.1.2, 2.1.3

鋼船規則 D 編 18.1.3

自動化設備規則 2.2.1

高速船規則 2 編 2.1.2, 2.1.3, 9 編 12.1.3, 10 編 1.1.5

鋼船規則検査要領 D 編 D6.2.11, D18.1.3, 附属書 D18.1.1 1.2, 1.3, 2.1.2, 3.1.1, 3.1.2, 3.1.3, 3.1.4, 3.1.5, 3.3.1, 3.4.1, 5.1, 5.2

鋼船規則検査要領 GF 編 附属書 2 1.3, 附属書 3 1.3, 附属書 4 1.3

鋼船規則検査要領 N 編 附属書 2 1.3, 附属書 3 1.3, 附属書 4 1.3

自動化設備規則検査要領 1.2.3, 2.2.1

高速船規則検査要領 2 編 2.1.2, 9 編 12.1.3, 10 編 1.1.5

船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 6 編 8.2.2, 第 7 編 1.3.2, 1.4, 1.5, 1.6, 1.7, 8 章